

《特定福祉用具販売の種目と、機能・構造など。（参照：厚生労働省告示）》

種目 / 機能・構造などの条件

☘腰掛便座

- ・和式便座の上に置いて、腰掛式に変換するもの。
(腰掛式に変換する際、高さを補うものを含む。)
- ・洋式便座の上に置いて、高さを補うもの。
- ・電動式またはスプリング式で、便座から立ち上がる際に、補助できる機能を有しているもの。
- ・便座、バケツ等から成り、移動可能である便器。
(水洗機能を有するものを含み、居室において移動可能であるものに限る。)

※設置に必要な費用については、法に基づく保険給付の対象にならない。

☘自動排泄処理装置の交換可能部

尿または便が自動的に吸引されるもので、居宅要介護者など又は、その介護を行なう者が、容易に交換できるもの。

(交換可能部分：尿や便の経路となる、レシーバー、チューブ、タンクなど。)

※レンタル可能な本体部分は原則、要介護4～5が対象となる。

☘入浴補助用具

入浴時の座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とし、以下のいずれかに該当する用具。

1. **入浴用椅子**：座面の高さが概ね35cm以上のもの又は、リクライニング機能付のもの。
2. **入浴台**：浴槽の縁にかけて、浴槽への出入りを容易にすることができるもの。
3. **浴槽用手すり**：浴槽の縁を挟み込んで、固定することができるもの。
4. **浴室内すのこ**：浴室内に置いて、浴室内の床の段差解消を図れるもの。
5. **浴槽内すのこ**：浴槽内に置いて、浴槽の底面の高さを補うもの。
6. **浴槽内椅子**：浴槽内に置いて、利用できるもの。
7. **入浴用介助ベルト**：居宅要介護者の身体に直接巻きつけて使用するもの。

浴槽への出入り等を、容易に介助することができるもの。

☘簡易浴槽

- ・空気式または折りたたみ式等、容易に移動できるもの。
(硬質の材質であっても、利用しない時には立て掛けておく等の、収納ができるものを含む。
また、必要であれば居室において、入浴することも可能なもの。)
- ・取水または排水のための工事を、必要としないもの。

☘移動用リフトの吊り具部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。

※レンタル可能な本体部分は原則、要介護2～5が対象となる。